解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

大阪市北区堂山町一五番四―四〇三号

株式会社オアシス

代表清算人　片山　友美

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

鳥取県米子市永江三〇七番地

一般財団法人稲村基金

代表清算人　進　榮代

解散公告

当社は、平成二十四年十二月二十八日開催の株主総会の決議により平成二十四年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

広島市安佐北区安佐町久地六六二一番地

熊谷電機工業株式会社

代表清算人　藤田　和久

解散公告

当社は、平成二十四年十二月二十日開催の株主総会の決議により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

広島県安芸郡熊野町平谷二丁目一七番一〇号

熊野自動車学校有限会社

清算人　永山　洋介

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

広島県広島市西区横川町二丁目九番一号

有限会社イケダ経営

清算人　池田　勝志

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

福岡県北九州市戸畑区三六町一四番一二号

有限会社ナインサポート

清算人　芳野　直人

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十四年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

佐賀県鳥栖市古賀町三三〇番地の一

株式会社リジェックス

代表清算人　阿部　守男

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

熊本県八代市新港町一丁目七番地四

有限会社南栄ビル

代表清算人　南　新一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

宮城県刈田郡七ヶ宿町字関一二六番地

財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団

代表清算人　梅津　輝雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

東京都千代田区霞が関三丁目六番一四号

財団法人全国勤労者福祉協会

清算人　安藤　和芳

解散公告（第一回）

当法人は、理事会、評議員会及び総会の決議並びに平成二十四年十二月三十一日文部科学大臣の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

東京都港区西新橋三丁目二五番八号

社団法人東京慈恵会医科大学同窓会

代表清算人　高橋紀久雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

神戸市中央区加納町六丁目五番一号

社団法人神戸工業用水会

代表清算人　横山　公一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

鳥取市南栄町一五番地二

財団法人園芸産業研究所

清算人　谷口　義晴

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十二月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

長崎県大村市玖島一丁目二五番地

財団法人大村国際交流協会

清算人　森　信一郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十月十五日北海道知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

北海道瀬棚郡今金町字今金四八番地一

今金町土地開発公社

代表清算人　清水　寛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

千葉県市川市新田五丁目八番三号

財団法人新橋学園

代表清算人　新橋シゲヲ

解散公告（第二回）

当土地区画整理組合は平成二十四年十二月二十日藤沢市長の認可により解散したので、当土地区画整理組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

神奈川県藤沢市遠藤六七〇一番三

藤沢市遠藤打越地区土地区画整理組合

代表清算人　小林　義之